

2023 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
人材育成支援／国内研修  
サウジアラビア電力公社（SEC）向け配電分野訪日研修  
業務委託先の公募について

2023 年 12 月 1 日  
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は人材育成支援として、サウジアラビア電力公社（以下「SEC」）を対象に、配電分野の訪日研修を実施するところ、下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

1. 事業名

中東等産油・産ガス国投資等促進事業 人材育成支援／国内研修  
「サウジアラビア電力公社（SEC）向け配電分野訪日研修」

2. 目的

本研修は、中東等産油・産ガス国投資等促進事業の一環として、電力分野における日本サウジアラビア二国間関係の維持強化を図ることを目的とし、日本企業の持つ優れた配電分野における最新技術動向や O&M 技術を SEC に紹介、提案する形で研修を実施し、人材育成の機会とすると同時に、必要に応じて SEC が配電分野で抱える課題の解決策を提案、日本企業のビジネスチャンス創出を図るもの。

3. 事業概要

- SEC 配電部門の技術者を日本に呼び、受講者に対する座学での研修実施と Q&A セッション対応、および関連する施設などを視察し、人材育成を行うと共に、ディスカッションを通して SEC が配電分野で抱える課題抽出を行う。
- 座学研修プログラムの例は以下の通り（本事業の目的に沿うプログラムの提案可）：
  - ① 送配電設備・配電設備概要
  - ② スマートメーター
  - ③ 配電自動化システム
  - ④ PV 連系の配電系統への影響
  - ⑤ 送配電地中設備の概要・設計・O&M

4. 公募（見積り）内容と留意点

- (1) 研修プログラム策定と英文講義資料（.ppt ファイル）の作成、講義の実施、Q&A 対応

- 講義は英語で実施する。
  - 座学講義会場（会議室など）の手配も見積に含める。
- (2) 視察先施設などとの日程調整、視察当日の同行
- 視察先などへの移動手段（大型バスなど）と必要に応じた逐次通訳は JCCME が手配する。
- (3) 事業報告書の作成
- 報告書には、座学講義と Q&A セッションの概要、関連施設視察を通じて知り得たサウジアラビアが配電分野で抱える課題と、それに対して我が国の技術やノウハウを活用した解決案、アドバイス等があれば記載する。
- (3) 人件費の計上について
- 人件費計上で使用する時間単価は算出根拠を明示できるものを使用すること（人件費単価表の提出が望ましい）。
- (4) その他
- 見積りには、本研修プログラム実施に必要な全ての費用を含める。（資料作成費・交通費・報告書作成費 等。）
  - 費用精算は、JCCME 発行の「人材育成支援－現地派遣事業の補助対象経費」に基づき実施する。当該文書の提供を希望する応募者は、下段の問い合わせ先にその旨を連絡のこと。

## 5. スケジュール（予定）

- 業務委託期間：業務委託契約締結日～2024年2月29日（木）
- 研修実施時期：2024年1月22日～26日（予定）
- 研修実施場所：日本国内にて実施

## 6. 応募要件

- 日本法人（登記法人）であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 7. 応募書類(⑤以外の書式は自由)

- ① 見積金額(内訳を含む)
- ② 応募企業概要(会社案内、等)
- ③ 実施計画書(研修プログラムの概要、実施体制、スケジュール案、等)
- ④ 本業務に類似する業務の実績(年度、向先、内容など)
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書(別添に署名頂き、応募書類と一緒に提示下さい)

#### 8. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 実施計画書の内容
- 配電分野における技術的知見・知識
- コンプライアンス対応
- 提案金額とその内訳、経費の構成

#### 9. 応募書類の提出期限・提出方法

2023年12月14日(木)17時までに郵送(必着)、持参、もしくはパスワード付ファイルを添付しeメールで提出すること。

#### 10. 選定結果の通知

2023年12月中旬を目途にJCCMEのホームページに掲載する。

選定結果に関する問い合わせは不可とする。

#### 11. 応募書類提出および問い合わせ先

一般財団法人 中東協力センター 宮内、佐藤、上村

eメール: [kamimura@jccme.or.jp](mailto:kamimura@jccme.or.jp)

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所  
社名  
氏名

印